

実用法律雑誌



NO.1088

4月15日号
1996

[特集①]

水俣病和解

水俣病問題の政治解決

◎小島敏郎

水俣病判決の総合的検討(その1)

◎大塚直

水俣病問題の解決をめぐって

◎豊田誠

[特集②]

定期借家権の検討

「定期借家権導入論」とその問題点

◎本田純一

我が国の持家率の高さと借地借家法

◎森本信明

[特集③]

不公正競争の法的規制のあり方

不正な競争に関する一管見

◎吉田邦彦

独禁法の体系的整理

◎白石忠志

競争法における民事規制と行政規制

◎田村善之

説明義務違反による不法行為と民法理論(下) —— ワラント投資の勧誘を素材として

◎小粥太郎

取引関係における公法的規制と私法の役割(2・完)

◎山本敬三

刑事判例研究(第1回)

◎西田典之

[JURIST NOTE]

民事訴訟法案

050

Y U

ジュリスト

NO.1088

4月15日号 1996

〔随想〕 特別卒業証書と戦後五〇年

◎久岡康成

こどもの喫煙

◎穂積忠夫

〔海外法律情報〕 ドイツ—夫婦間強姦可罰化のための刑法改正案(齋藤純子)

アメリカ—差別是正策をめぐる攻防(梅田久枝)

〔司法記者の眼〕 参院定数訴訟 最高裁大法廷がどう判断

4

80

3

水俣病和解

専集①

水俣病問題の政治解決

◎小島敏郎

水俣病問題の解決をめぐつて

◎豊田 誠

水俣病判決の総合的検討(その一)

◎大塚 直

定期借家権の検討

専集②

「定期借家権導入論」とその問題点

◎本田純一

我が国の持家率の高さと借地借家法

◎森本信明

35

30

21

12

5

●特集・水俣病和解

水俣病問題の政治解決

環境省企画調整局
保健企画課長
小島 敏郎

こじま・としろう

一 水俣病問題の政治 解決に至る経緯

1 水俣病対策の現状

(1) 水俣病認定患者の救済 ア 补償協定の締結

昭和三一年五月に熊本水俣病が発見され、四〇年の五月に新潟水俣病が発見された。その原因が、熊本ではチッソ株式会社の、新潟では昭和電工株式会社の排出した有機水銀によるものであるとの政府統一見解が示されたのは昭和四三年九月であった。

法律による救済としては、昭和四五年二月から「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(旧救済法)による医療費などの支給が行

われていた。同法は、民事責任とは切り離された社会保障的性格を有する医療救済制度であった。

水俣病と企業の行為との因果関係は昭和四三年の政府統一見解で示されていたが、民事責任については議論があった。その民事責任については、新潟水俣病では昭和四六年九月に新潟地裁で昭和電工に対する原告勝訴判決が、熊本水俣病では昭和四八年三月に熊本地裁でチッソに対する原告勝訴判決が出され、それぞれ確定した。

その後、昭和電工と患者団体との間では昭和四八年六月に、チッソと患者団体との間では昭和四八年七月に、それぞれ補償協定が締結され、原告であると非原告であるとを問わず認定患者であれば等しく同じ条件で補償がなされることとなつた。旧

救済法及びそれを引き継いだ「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)の患者認定という行政の行為と企業による民事補償が結び付いた形で認定患者についての補償のシステムができあがり、認定患者についての補償問題は解決した。

平成七年までの認定患者総数は二九五〇人、うちチッソ関係二二六〇人、昭和電工関係六九〇人である。

補償内容は、一時金、年金、医療費等となっている。一時金・年金については、チッソはAランク一八〇〇万円、一六・八万円／月、Bランク一七〇〇万円、八・八万円／月、Cランク一六〇〇万円、六・五万円／月を、昭和電工は一〇〇〇万円／死亡者・重症者は一五〇〇万円、九・二万円／月を支払っている。チッソの平成六年度における年金、医

療費、諸手当などの継続給付の一人当たりの支払い額と年間総額は、約二七五万円・総額三一億円、昭和電工の平成七年におけるそれは約一六五万円・総額七億円となつていて。なお、チッソの認定患者への平成六年度までの支払累計額は、一〇三七億円、昭和電工の平成七年までのそれは二五一億円となつていて。しかし、チッソは経営状態が悪化し、補償協定による認定患者への補償が困難となる事態が懸念された。そこで、国は、熊本県と協力して、昭和五三年からチッソ支援策を講じた。具体的には、熊本県が、県債を発行し、その大部分を国が引き受け、それで得られた資金をチッソに融資するという金融支援策が講じられた。

リスト

1996.4.15 (No. 1088)

(2) 認定申請を棄却された人々による自主交渉や損害賠償請求訴訟等

ア 残された未解決の問題

補償協定が締結された昭和四八年以降、認定申請が急増し、認定申請棄却数も増加した。認定業務の遅れに対する違法確認訴訟や損害賠償請求訴訟が提起された。また、認定申請を棄却された人々が、行政不服審

査請求や棄却処分取消しを求める行政訴訟を提起するとともに、水俣病患者としての損害賠償を求めて自主交渉や訴訟を提起した。昭和五五年五月から提起された一連の訴訟は、企業に対する損害賠償請求とあわせて国・熊本県にも水俣病の発生・拡大責任があるとする国家損害賠償請求を求めるものであった。

国家損害賠償請求に関しては、これまで国勝訴判決三件（東京地裁、新潟地裁、大阪地裁）、国敗訴判決三件（熊本地裁二件、京都地裁）の六つの地裁判決が出されていた。訴訟原告は、約二三〇〇人、係属裁判所は地裁・高裁あわせて一一の裁判所であった。

イ 裁判所での和解の動き

平成二年九月から一月までの間に、東京地裁、熊本地裁、福岡高

裁、福岡地裁、京都地裁の五つの裁判所が相次いで和解勧説を行った。大阪地裁も平成四年一二月に和解協議に参加せず、原告と熊本県、チッソの三者が和解協議に応じた。福岡地裁、京都地裁、大阪地裁では和解協議にはいらず、京都地裁では原告全員について判決が出された。ま

た、東京地裁、熊本地裁、福岡高裁では、実際に和解協議が行われ、福岡高裁は平成五年一月七日に具体的な和解案を提示した。同高裁では直後の同年二月五日に結審した。

この和解案について、原告は受入れの意向を表明したが、一時金を支払うべきとされたチッソは、これを受け入れておらず、民間当事者間の合意は成立していないかった。

ウ 水俣病総合対策の実施

一方、国は、損害賠償責任の有無を争っている当事者としての国の立場とは別に、国民の福祉のための施策を推進するという國の立場から、熊本県・鹿児島県・新潟県とともに、行政上の措置として、平成四年六月から水俣病と認定されていない者に関する総合対策医療事業を実施

平成七年三月までの約三年間申請を受け付け、四肢末梢優位の感覺障害があるなど一定の要件を満たす者

六月の政治解決の枠組みに基づいて、報告を受けた政府では環境庁が中心となり、熊本県、鹿児島県、新潟県と密接な協議を行いつつ関係者間の調整にあたった。

九月二八日、与党三党は、関係者の意見を踏まえ、熊本・鹿児島関係の水俣病問題について最終解決策を決定した。

2 村山内閣での政治解決

(1) 与党三党による最終解決策 平成六年七月、村山内閣が成立した。村山内閣は戦後日本の未解決の問題として、水俣病問題の解決に意欲を示した。

平成六年一二月、与党三党は、関係者からヒアリングを開始するとともに、具体的な水俣病問題の解決策の検討に入った。

一〇月中に、この最終解決策に対する水俣病平和会、茂道水俣病同志会、水俣漁民未認定患者の会、水俣病患者連合、水俣病被害者・弁護団全国連絡会議（全国連）の受入れが表明された。チッソは、一二月に入つて受入れを表明した。

一方、新潟については、新潟水俣病被害者の会・新潟水俣病共闘会議と昭和電工との間で、自主交渉が行われ、与党三党による最終解決策を踏まえた内容の協定書が、一二月一日に締結された。

これにより、民間当事者間の合意が成立し、関西訴訟グループ（原告

本人数五八人)はこの最終解決策に加わらなかつたものの、未解決の水俣病問題は最終的全面的解決に至ることになった。

(3) 政府の水俣病問題解決策の決定

一二月一五日、政府は、水俣病問題についての当事者間の合意が形成されたことから、水俣病に関する関係閣僚会議を開き、「水俣病対策について」を申し合わせ、引き続いて閣議においてその内容を了解ないし決定した。また、与党の最終解決策に盛られた国としての「遺憾の意など何らかの責任ある態度の表明」については、内閣としての意思を明確にすることとし、総理大臣談話を開議決定した。

平成八年一月五日には、この閣議了解に基づき、水俣病総合対策医療事業の申請再開受付期間を一月二二日から七月一日までと発表した。同日、村山総理退陣の表明があつたが、一月九日にはチッソ支援を含む地域再生・振興に係る熊本県への補助金について予備費の閣議決定が行なわれた。

これらの措置は、熊本県、鹿児島県、新潟県や、地元市町と連携をとり、遺憾の意など何らかの責任ある態度を表明する。

③ この解決案に同意して救済を受ける者は、「四、紛争の終結」の

つて講じられ、特に熊本県では、平成七年の一月県議会でチッソ支援を含む地域再生・振興に関する補正予算措置を講じた。また、水俣市、芦北町でも一二月の議会で所要の予算措置が講じられた。

二 幾つかの論点について

1 与党三党の解決策の基本的考え方

(1) 早期の最終的かつ全面的な解決

与党三党の解決策の基本的考え方には、最終解決策の冒頭に次のとおり記述されている。

「(1) 水俣病に関する様々な紛争については、次の枠組みにより早期に最終的かつ全面的な解決を図る。

① 企業は、下記二により、救済を求める者のうち一定の要件を満たす者に対して一時金を支払う。

② 国及び熊本県は、水俣病問題の最終的かつ全面的な解決に当たり、遺憾の意など何らかの責任ある態度を表明する。

当時は、約二三〇〇人の原告数となっていた国家損害賠償請求訴訟、そのうち、福岡高裁和解案への対応

項目の(注)に列挙する紛争を取り下げ等を行うことにより終結させる。

(2) 国及び県は、上記の紛争の終結に際し、総合対策医療事業の継続及び申請受付再開、チッソ支援、地

域再生・振興のための施策を行う。また、救済を求める者及び企業は、損なわれた地域社会の絆を修復していく「もやい直し」の取組に参加・協力するなど、地域住民とともに地域の再生・振興に積極的に取り組む。

(2) 最終的・全面的解決の意義

認定患者の補償問題は既に昭和四年の補償協定により解決しておらず、水俣病問題での未解決の問題はいわゆる未認定患者の救済問題と考えられていた。しかし、その解決策が、新たな紛争を呼び起こしたりするのでは、水俣病問題の解決とはいえない。与党三党の協議では、まことに最終的全面的解決が確認され

らず、自主交渉や行政不服審査請求などにより救済を求めている人々や、具体的な要求を掲げて活動を行つてはいないが同様の状況にある人々についても目が向けられた。さらに、地域の人々の絆の修復という課題についても関心が向けられた。

2 国・熊本県の国家損害賠償責任(責任論)

(1) 最終解決策での解決

国家損害賠償責任については、原告は有りと主張し、国・熊本県とも無ないと主張して対立した。最終解決策は、この点について、「国及び熊本県は、水俣病問題の最終的かつ全面的な解決に当たり、遺憾の意などを明確に表明する」としており、また、「四、紛争の終結」の項の(注)では、「国家賠償請求訴訟(水俣病認定業務に関する不作為違法損害賠償請求訴訟を除く)…請求の放棄又は仮執行金を返還しての訴訟の取下げ」となっている。

最終解決策の内容を踏まえて解決された新潟水俣病については、新潟地裁及び東京高裁第二次訴訟において昭和電工との裁判上の和解が整つ

1996.4.15 (No. 1088)

たのち、国に対して訴訟の取下げが行われ、国もこれに同意して、平成八年二月二九日に訴訟は終了した。

(2) 国及び熊本県の国家損害賠償責任について

村山内閣発足時には六つの地裁判決が出ており、三対三と分かれている。国は和解ではなく判決を求めていたが、その理由は平成二年一〇月の「水俣病訴訟に関する国の見解について」で述べられており、国は、法律上規制権限もなく、その不行使により水俣病が発生し拡大したとは言えないと主張し、その判断は判決によつてなされるべきであるとしている。

最終解決策では、「国及び熊本県は、水俣病問題の最終的かつ全面的な解決に当たり、遺憾の意など何らかの責任ある態度を表明する」とされており、国は、平成七年一二月一五日に「水俣病問題の解決に当たつての内閣総理大臣談話」を閣議決定した。

総理談話では、「解決に当たり、私は、苦しみと無念の思いの中で亡くなられた方々に深い哀悼の念をさせますとともに、多年にわたり筆舌に尽くしがたい苦悩を強いられて

こられた多くの方々の癒しがたい心情を思うとき、誠に申し訳ないといふ気持ちで一杯あります。」と述べた上で、「今、水俣病問題の発生から今日までを振り返る時、政府としてはその時々においてできる限りの努力をしてきたと考えますが、新潟での第二の水俣病の発生を含め、水俣病の原因の確定や企業に対する的確な対応をするまでに、結果として長期間を要したことについて率直に反省しなければならないと思います。」と述べている。

3 水俣病の病像論（因果関係論）

(1) 最終解決策での解決

ア 救済対象者および企業の責任 救済対象者についてどう考えるかも大きな論点であつた。今回の解決策で問題となつたのは、水俣病の認定申請を棄却された人々であり、この点について、最終解決策の付属文書一では、次のように整理されている。

(1) 救済対象者の考え方
(略) 今回の救済対象者は、認定申請が棄却される人々ではあるが、水俣病の診断が蓋然性の程度の判断であり、公健法の認定申請の棄却

は、メチル水銀の影響が全く無いと判断したこと意味するものではないことなどに鑑みれば、救済を求めるに至ることには無理からぬ理由がある。

(2) 一時金の性格

(略) 判決など企業の排出したメチル水銀と個人の健康障害との因果関係の有無を確定させる方法によらず、話し合いにより本問題の早期

の最終的かつ全面的な解決を図るために、汚染者負担の原則にのつとり本問題が生ずる原因となつたメチル水銀の排出をした者としての社会的責務を認識して、一時金を支払うものとする」

イ 救済対象の範囲

具体的にどのような者を救済対象者とするのかについては、裁判所での和解協議により救済対象を決めるという考え方と原告と非原告を等しく公平に扱う救済方法によるべきとする考え方があつた。

結局、「救済対象者は裁判所の和解協議の場で決める」のではなく、救済対象者がどうかの判定は、原告構成される判定委員会が、総合対策医療事業の対象者と同等の者であると判断した者の遺族)

ウ 対象者の判定方法

判断の方法については、最終解決策では「認定審査会資料と患者提出の診断書とを総合して判断する」ととされた。

最終解決策では次のように示されている。
「総合対策医療事業の判定検討会における対象者についての判断の方

れた。最終解決策では、救済対象者について次のように示されている。「企業は、救済を求める者のうち次のいずれかに該当するものに一時金を支払う。
① 現に総合対策医療事業の対象である者
(総合対策医療事業の対象者であつた者で既に死亡したものにあつては、その遺族)
② 申請受付再開後の総合対策医療事業において熊本県知事又は鹿児島県知事が判定検討会の意見を聴いて対象とした者
①以外の死者にあつては、総合対策医療事業と同様の手続きにより、その判定検討会と同一の委員によって構成される判定委員会が、総合対策医療事業の対象者と同等の者であると判断した者の遺族」

法については、既に得られている認定審査会資料（ない者については、別途、県が指定する神経内科のある公的総合病院の診断書。以下「公的資料」という）と総合対策医療事業申請者が提出する、別途定める要件に該当する医師の診断書（以下「提出診断書」という）とを総合して行うものとする。」

ただし、全く新規に救済を求める者（六月の与党合意の時点以後に救済を求める者）については、「公的資料のみにより判断する」とこととされた。

(2) 水俣病の医学的概念と因果関係について

国家損害賠償との関係からは、当時法律上の規制権限があり、その権限の不行使と水俣病の発生・拡大との間に因果関係が認められるかどうかが問題となる。しかし、まず、救済を求めている人々の症状の有無及びその症状が企業の排水によるものかどうかという問題があつた。

水俣病であるかの判断は医学的判断であるが、水俣病は、その概念の中に企業の排水との因果関係を含んだ特別なものである。

公健法では、少なくとも「水俣病

法については、既に得られている認定審査会資料（ない者については、別途、県が指定する神経内科のある公的総合病院の診断書。以下「公的資料」という）と総合対策医療事業申請者が提出する、別途定める要件に該当する医師の診断書（以下「提出診断書」という）とを総合して行うものとする。」

ただし、全く新規に救済を求める者（六月の与党合意の時点以後に救済を求める者）については、「公的資料のみにより判断する」とこととされた。

医学的には「水俣病である」と「水俣病ではない」との二つに明確に区分されるものではなく、水俣病の診断は蓋然性の程度の判断である。公健法での認定は、医学的判断を踏まえ、「水俣病である」蓋然性が半分以上あるということであり、今回の救済対象者については、制度上水俣病と認定されなかつたからといつて、医学的に水俣病の蓋然性がまったくないということではない。

環境庁長官は、現地でも国会でも、救済を求めている人々について「いわゆるニセ患者と呼ばれるいわれはない」と明言している。

である可能性」が「水俣病でない可能性」よりも高くなればならないが、「水俣病である」蓋然性が高度な者だけではなく、その蓋然性が半分以上ある者については認定してお

り、国・熊本県は、水俣病として救済すべきは救済しているとの主張であつた。認定患者については見解の相違がみられないが、水俣病の認定申請を棄却された人については水俣病患者とする医師もいて、見解の相違がある。いわゆる公的診断書と民間診断書の議論も、そのような見解の相違を反映した議論である。

医学的には「水俣病である」と「水俣病ではない」との二つに明確に区分されるものではなく、水俣病の診断は蓋然性の程度の判断である。公健法での認定は、医学的判断を踏まえ、「水俣病である」蓋然性が半分以上あるということであり、今回の救済対象者については、制度上水俣病と認定されなかつたからといつて、医学的に水俣病の蓋然性がまったくないということではない。

環境庁長官は、現地でも国会でも、救済を求めている人々について「いわゆるニセ患者と呼ばれるいわれはない」と明言している。

4 一時金の金額

(1) 最終解決策での解決

ア 救済の内容

救済の内容は、四月の与党の中間報告で、次のように合意されていました。

「①一時金、医療費、医療手当とすること。

②一時金は原因企業が負担し、国・県はその支払いが確実に遂行されるよう支援策について適切な施策を講ずべきであること。

③医療費・医療手当は国・県が総

合対策医療事業を継続することを基本とし、その具体的な内容については今後検討すること。」

ウ 一時金の額

六月の三党合意では、額については「地域住民はじめ一般国民も納得できるような合理的なものでなくてはならず、そのような意味では司法の判断を参考として関係当事者間で調整を図る」とされていた。

一時金の額は調整案の検討をするのに必要であり、全国連以外の団体からは金額を示してほしいとの要望があつた。しかし、全国連からは額を示さないよう強い要請があつた。

また、患者連合などの患者団体では、救済対象者にならなかつた団体の構成員が出た場合には、これまで

らに協議し、実施可能なものとする」とされた。しかし、その後の調整の結果、ランク分けを希望する団体は、熊本・鹿児島関係の全国連だけであることが明らかになつた。

九月の最終解決策では、一定の団体について一時金額を加算すること

が採用されたが、一括して支払いを受ける団体は、各人に配分する場合、「その配分（各人についてランク付けをする場合は、そのランク付けと金額の確定）は、司法の和解協議の場又は団体の自主的な判断により行う」とされた。

一緒に活動してきた経緯から、支払われる一時金によって団体内部で何らかの手当てをしたいという考えが示されていた。

九月二八日、与党三党は、一時金の額について、諸々の事情を考慮し、救済対象者に對して一律に支払われる金額に加えて、紛争の最終的全面的解決のため、「当該団体のすべての紛争の終結を前提に、一括して支払うものとする」として一定の団体について一時金に一定額を加算することとし、具体的に一律の金額と団体ごとの加算額の総額を明示した最終解決策を次のように決定した。

「①一般の救済対象者については、一人当たり二六〇万円とする。②全国連ほか特定の五団体に属している救済対象者については、その額の計算は、一人当たりの二六〇万円の他に一定の額を加算することとし、その総額は所属する団体ごとに次に定める額とする。

水俣病被害者・弁護団全国連絡会議（新潟関係を除く）三八億円
水俣病患者連合 七億円
水俣病平和会 三億二千万円

水俣漁民未認定患者の会 六千万円

(2) 一時金の額について

最終解決策で示された一人当たりの額は、二六〇万円である。司法の判断である損害賠償請求訴訟の一審判決の認容額との比較検討をしてみた。

国家賠償請求訴訟では、企業に対する損害賠償請求も行われており、一審判決で損害賠償を認容された者についてみると、その平均認容額は熊本三次一陣九四三万円、東京三五〇万円、新潟六〇七万円、熊本三次二陣四八四万円、京都四五八万円、大阪六〇七万円であり、六判決の平均認容額は五八七万円である。

損害賠償請求は包括一律一部請求という公害訴訟にみられる方式であり、原告弁護団は判決額は損害の一部を示したにすぎないという見解を示しているが、紛争の一回的解決という観点からも判決は損害の全部について示されたものと考えられる。

最終解決策における一時金は損害賠償ではないから、判決で示された認容額を直ちに目安とすることはできないが、平均的な者で総合対策医療事業を一〇年～一四年受けるとして一定の金額の補助を行う事業を実施することとしている。

れば医療費・療養手当の額は約二九〇万円～四〇六万円となり、一時金二六〇万円とこれを合わせれば、その総額は判決の平均認容額とほぼ同じレベルの額となっている。

なお、加算額については、諸々の事情を考慮された政治的判断によるものであり、記述も控えたい。

5 紛争の早期の最終的全面的解決に際しての国・県の施策

最終解決策では、紛争の早期の最終的全面的解決に際しての国・県の施策として、総合対策医療事業の申請受け再開、チッソ支援も含む地域の再生・振興策を講じることとされており、いすれも閣議了解に基づき実施している。

地域の再生・振興策の項目の一つとして、申請受け再開後の総合対策医療事業の申請者で医療事業対象者に該当しない者のうち、一定の神経症状を有するなどの要件に該当する者について、地域の保健福祉対策の一環として、はり・きゅう及び温泉療養（神経症状の緩和に資する医療を受けた場合はその医療を含む）について、一定の金額の補助を行なう事業

一定の基準が設けられる場合、その基準に該当する者と該当しない者が存在することになるが、この措置は、救済対象者に該当しない者のうちの一定の者に対するものであり、実質的にもう一段の救済措置となっている。

なお、新潟については、自主交渉により昭和電工が地域の再生・振興のために二億五〇〇〇万円を新潟県に寄付することとされ、現在、新潟県と共闘会議との間でその活用策について検討中である。

6 紛争の終結

最終解決策は、水俣病問題の最終的全面的解決のための解決策である。その考えは、加算額の支払いはその団体のすべての紛争の終結が前提であるとされていることにも表れているが、一定期間内に、訴訟や自己主張による損害賠償請求や公健法による認定を求める行為を行うか、または、一時金や総合対策医療事業による医療費・医療手当を受けとるかを選択することを求めていることも表れている。

一時金については、「四・紛争の終結」の項において、「一時金を受

茂道水俣病同志会 六千万円

領する者並びに一時金を一括して受領する団体及びその構成員は、一時金を受領するに当たり、下記（注）により紛争を終結させるとともに、今後損害賠償を求める訴訟及び自主交渉並びに公健法による認定を求めた活動を行わないものとする」としている。一時金は救済の対象となつた日から三ヶ月以内に請求するものとし、この期間内に請求が行われなければ一時金の支払いを受けることはできないとしている。

また、医療費・療養手当についてには、「三・（二）総合対策医療事業の申請受付再開」の項のウにおいて、「申請受付再開後の総合対策医療事業においては、公健法による認定を受けた者及び確定した判決等による本件に関する損害賠償の受領者はその対象とすることはせず、また、対象者は本件に関する損害賠償請求訴訟を争っていない者及び公健法の認定を求めていない者に限るものとする」とし、総合対策医療事業による医療費、医療手当は、訴訟原告、認定申請者、認定申請棄却処分に対する行政不服審査請求や行政訴訟を行っている者には支給しないこととしている。

三 結 語

水俣病問題の最終的かつ全面的解決をめざした政治による最終解決策は関係者によってそれぞれの思いをいだきながらも受け入れられた。政府も、関係閣僚会議及び閣議で方針を決め、施策が進んでいる。

今、世界に目を転すれば、著しい環境汚染があり、健康被害も生じているのではないかと懸念されている地域もある。日本が戦後の復興から高度成長の軌道にのる間に発生した水俣病事件は、もともと司法の場での議論になじまない課題を多く含んでいたのではないだろうか。

今回の政治解決は、救済をめぐる紛争の最終的かつ全面的な解決であり、この解決を契機として、水俣病事件によって分断された地域の絆の修復や水俣病事件の教訓を引き出し活かしていくという新しい展開につながっていくことを期待したい。



編集代表
金子
平井宣雄

◎学習・実務に信頼と充実の小型辞典の新版化!
四六判/上製箱入/一二八四頁
定価四三三・六円

法律学小辞典 新版

編集代表
河本一郎
中野貞郎

◎法律の基本用語一七三〇項目を精選し簡潔に解説
四六判/上製箱入/三四〇頁
定価二〇六〇円
憲法から訴訟法や国際法にわたる各分野から基本用語を選び簡潔明快に解説。総項目数一七三〇件

有斐閣法律用語辞典 第二版

◎研究に実務に、総ての法分野を網羅した法令百科
編集代表
竹内昭夫
松尾浩也
塙野宏
四六判/上製箱入/一六二二頁
定価八五八〇円
いわゆる六法を中心全法分野にわたる法令上の概念・用語を正確に解説。総項目数一二四五〇件

◎定評の辞典◎

◆好評*発売中!

學習と実務に役立つ「判例つき六法」の決定版!

有斐閣判例六法 平成8年版

編集代表

星野英一
(放送大学教授)

編集委員

樋口陽一
(上智大学教授)

塙野浩也
(上智大学教授)

前田庸
(学習院大学教授)

塙野宏
(成蹊大学教授)

青山善充
(東京大学教授)

菅野和夫
(東京大学教授)

- 刑法の表記平易化・現代用語化の全面改正 講學 上重要と思われる改正のある条文の後に、改正前の旧条文を対照させた。
- 地方公務員法を新採録 その他、執行猶予者保護観察法、犯罪者予防更生法を新採録した。
- 新判例等約200件を新収録 新判例の追加等の結果、新たに約200件の判例を収録した。
- 公職選挙法(連座制の強化)、労働者災害補償保険法(介護補償給付の創設)の改正を織り込む

- 収録法令八一件うち判例付二八件 収録判例件数約九六〇〇件 参照条文付法令一二二件
- 菊判・上製箱入・一五三三四頁
- 定価一七〇〇円
- その他、株式会社の貸借対照表、損益計算書、業報告書及び附属明細書に関する規則・大企業の監査報告書に関する規則の改正等。
- 付録 司法統計を中心とした統計資料を掲載し、法運用の実態の理解に配慮した。
- 装幀変更 環境に配慮し、表紙の素材を従来の塩化ビニールから布クロスに変更した。
- 「追録・贈呈 本書締切後の新判例・改正法令を、読者カード送付の方に速報。」

■正確さ

- * 学習・実務に必要かつ十分な判例の精選と適切な要約
- * 「生きている判例」中心の実用的な判例の配置
- * カタカナ法令のひらがな化
- * 片仮名法令を平仮名表記に改め、「読みやすさ」を追求
- * ひきやすさ
- * 判例の「見だし」による明快・的確な分類整理
- * 独自のスタイルで見やすく、検索しやすい条文ごとの一連判例番号
- * 「条文補充項目の見だし」で法令に明文のない講学上の事項の判例検索も容易
- * 「行政法総論」による行政法通則判例の初の本格的整理
- * 便利さ
- * ジュリスト「判例百選シリーズ」等の判例評証情報掲載
- * 便利な総合事項索引・事件名索引・判例年月日索引つき

小

ホケツト六法 平成8年版

編集代表

塙野宏・前田庸・平井宣雄・青山善充

収録法令一三一件

(好評*発売中)

定価一三〇〇円

編集代表 塙野宏・前田庸・平井宣雄・青山善充

収録法令二四六件

(好評*発売中)

定価三〇〇円

 有斐閣

定価は
税込です

〒101 東京都千代田区神田神保町2-17
TEL03-3265-6811 FAX03-3262-8035